

2012年7月9日新たな在留管理制度がスタート！

入管法が変わり、新たに外国人住民も住民基本台帳法の対象者になります。

改正のポイント

①新しい在留管理制度が始まることにより、外国人制度が廃止され中長期滞在者には、入国管理局で在留カードが交付されることとなります。また、特別永住者には特別永住者証明書が居住地市町村にて発行されます。

②中長期滞在者、特別永住者等が住民基本台帳に記載されることにより日本人と同様に住民票が取得できるようになり、住所異動の手続きも同様に行うこととなります。

1. 外国人住民に係る住民票を作成する対象者

観光などの短期滞在者等を除いた、適法に3カ月を超えて在留する外国人であって日本国内に住所を有する者について住民票を作成することとなります。対象者は下記の方です。

- (1) 中長期在留者
- (2) 特別永住者
- (3) 一時庇護許可者又は仮滞在許可者
- (4) 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

2. 市外へ転出する時

住所を他市町村に変更する場合は、日本人と同様に転出地の市町村長に転出届をして転出証明書の交付を受けた後、転入先の市町村長に転入届をすることとなります。

※施行日に住民票が作成されなかった外国人住民については、施行日後14日以内に届出をしなければならないこととなっております。届出の際は、必ず在留カード又は特別永住者証明書をお持ちください。

新しい在留管理制度についての詳細は下記の法務省ホームページにも掲載されています。

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

3. 「特別永住者カード」・「在留カード」の交付

変更項目	特別永住者	永住者	その他の在留者
施行日	平成24年7月9日		
カードの種類	特別永住者証明書	在留カード	
新カードの切替時期	次回確認申請日まで	施行日から3年以内	在留期間更新時
	施行日から3年以内に確認期間が到達する場合は3年以内に切替		
カードの有効期間	16歳以上 7回目の誕生日まで	交付日から7年間	在留期間満了日
	16歳未満 16歳の誕生日まで	16歳の誕生日まで	在留期間満了日又は16歳の誕生日の早い方まで
再入国許可	2年以内は不要		1年以内は不要
	4年から6年に延長		3年から5年に延長
カードの記載内容	・氏名・生年月日・性別 ・国籍（又は地域）・住居地・特別永住者証明書の番号・交付年月日・有効期間の満了日	・氏名・生年月日・性別・国籍（又は地域） ・住居地・在留資格・在留期間・在留期間満了日・許可の種類及び許可年月日・在留カード番号・交付年月日及び有効期間の満了日 ・就労制限の有無・資格活動外の許可の有無	
手続きは？	市町村の窓口	地方入国管理局	

外国人住民の方にとって利便性が向上します

- これまで住民基本台帳法と外国人登録法の2つの制度で把握していた複数国籍世帯（外国人と日本人で構成する1つの世帯）について、より正確に世帯構成を把握することが可能になるとともに、世帯全員が記載された住民票の写し等が発行できるようになります。
- 住民基本台帳法は住民に関する事務処理の基礎となるものであり、転入届などにより国民健康保険など、各種行政サービスの届出との一本化が図られ手続きが簡素化されます。
- 法務大臣と市町村との情報のやりとりにより、外国人住民の方が法務省（地方入国管理局）と市町村にそれぞれ届出するといった負担は軽減されるようになります。